昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成23年3月15日発行第411号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

3
2011

No.411

Index

1 貢献
2 業務特集 初めての農地法
4 栃木県行政書士会カレンダー（4月）
5 日行連だより
6 業務連絡
7 経営事項審査の改正に伴う取扱の変更等について
13 おじゃましま～す！
14 支局かわら版（鹿沼）
15 支局情報（塩那・佐野・那須・日光・宇都宮）
17 木もれび
18 アドちゃんの談話室
19 研修会のお知らせ
20 県との共催による研修会開催
外国人関係相談機関連絡会議
22 会員の動き

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

貢　献

制度推進部副部長　福田 勝守

「貢献」という題目で原稿依頼があり、はたと困った。これほど難しい題目はない。私は最初断ったのですが、再度の依頼で迷惑をかけてはいけないと思い書いてみることにしました。この世に生を受けて７２年「貢献」ということを考えたことがあるだろうか？無いというのが本音である。「貢献」とは辞書をひくと「何かのために力をつくし、役にたつこと。」とある。なにかのためであるからなんでもいいということである。私が若い頃は食うことで精一杯であり他の人や世間の役にたつことをするなどという余裕は全くなかった。せいぜい、赤い羽根共同募金に１０円寄付するのがやっとであった。あの時代になんとか世間様に迷惑をかけずに生きてこられたのが「貢献」になるのかと思っています。常日頃私は業務を依頼されたときは、お客様のために誠実をモットーに業務を遂行しています。そして業務が終了して引渡し報酬をいただいたあと、お客様から「ありがとうございました。お世話になりました。」という一言が聞けるような仕事をするように努力しています。依頼人からの「ありがとう」の一言は依頼人の役にたったから出てくる言葉だと思います。これも立派な「貢献」だろうと思います。「貢献」は大上段に構えてできるものではない。また、「貢献」の名に借りたパホーマンスはしたくないものだと思います。「貢献」は自分の心の中に秘めて粛々とやるところにひかるものがあるのだと思います。

話しは変わりますが、私は後見制度に関わっています。後見人になってくれといわれたら自分に後見人をつけるような年令だと思うと躊躇してしまいます。しかし行政書士が成年後見業務に携わっているのだということを世間に広報することは出来ると思っていますしそのために関わっているのが本音です。これから益々高齢化社会になり成年後見の需要は増大していくことでしょう。大いに若い行政書士の方には積極的に関与していただきたいと思います。これからの行政書士の柱になると考えられるのが成年後見であると思います。法律的に難しい問題もありますが今後行政書士が成年後見に深く関わっていけば行政書士の社会への貢献度のアップは計りしれないものがあると思います。さて、最後になりますが、これから自分ができる「貢献」は何だろうと考えると、せいぜい、足腰を鍛えて寝たきりにならないようにして世間の皆様を煩わさないような一生を過ごせたら、これもおおいに世間様に「貢献」したことになると思います。

今 月 の 表 紙

早咲きの桜（小山市）

撮影 ： 広報部 関 比佐江

観梅の帰り道、思いがけず出会った早咲きの桜。
モズたちが忙しそうに枝から枝へと飛びまわっている。大きな桜の樹の下でゆったりと寝そべるおじいさん。
ソメイヨシノに先駆けて、一足早い春告げ桜。

業務特集

初めての農地法

専門業務指導員
田渕　徹

農地法は、農業生産の基盤である農地を守ることを主眼に置き、農地を農地以外のものにすることを主に次の条文で規制と制限をしています。

（目的）

第一条　この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、**農地を農地以外のものにすることを規制する**とともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条　**農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可**（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合　その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）**を受けなければならない。**ただし、・・以下省略

（農地の転用の制限）

第四条　**農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可**（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第五項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）**を受けなければならない。**ただし、・・・以下省略

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条　**農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの**（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）**にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可**（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第四項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）**を受けなければならない。**ただし、・・・以下省略

では、具体的な手続きはどのようにすすめるのでしょうか？

第三条申請「農地のまま権利移動等をする場合」

許可基準があり、確認が必要です。

【申請書類】

・許可申請書　様式第１-１号（書式は農業委員会においてあります。）
・案内図　周辺見取図も兼ねる。
・公図写し　法務局で取得し範囲を色付ける。
・全部事項証明書　法務局で取得・3か月以内発行
・譲受人の住民票　個人申請の場合
・法人登記簿謄本　法人申請の場合
・会社の謄本　法人申請の場合
・委任状、確認書　代理人が申請する場合

※この他、必要に応じて添付する書類等があります。各農業委員会にご確認ください。

※また、相続により農地を取得した場合は農地法第３条の３第１項の規定による届出が必要です。

第四条申請「農地の所有者自身が農地を農地以外に転用する場合」

第五条申請「農地等を農地以外に転用するために売買等を行う場合」

農地転用の許可基準（立地基準・一般基準）があり、確認が必要です。

【申請書類】

・許可申請書
　４条申請の場合　農地法第４条の規定による許可申請書
　５条申請の場合　農地法第５条の規定による許可申請書

以下、４条申請・５条申請とも同様

・全部事項証明書　法務局で取得・3か月以内発行
・公図写し　法務局で取得し範囲を色付けする。申請地と隣接地の現況地目台帳地目、地積、所有者氏名を表示する。写しの場合は、謄写証明をすること。
・事業計画書　一般用及び資材等置場用の事業計画書書式が農業委員会に置いてあります。
・位置図、案内図　周辺見取図も兼ねる。
・土地利用計画書　開発区域界、建物・施設配置、形状等が確認できること。
・建築物設計図　建物を建築する場合は、平面図立面図
・取水排水計画図　区域内の集水計画、排水計画の図面
・資金証明　３か月以内の残高証明書、融資証明書など
・委任状、確認書　代理人が申請する場合。

※この他、必要に応じて添付する書類等があります各農業委員会にご確認ください。

いずれの場合も申請する前に立地基準（営農条件及び周辺の市街地の状況からみた農地区分に応じた許可基準）の確認は不可欠です。農業振興地域の整備に関する法律（農振法）と土地改良法に関する該当地の有無確認は重要です。

また、他の法律に基づく許認可等との関係も事前に調査して置くことが必要です。

栃木県行政書士会カレンダー（４月）

日		予　定	時　間	主　催
4	月	会計精査	13:30～	財務経理部
5	火	財務経理部会	10:30～	財務経理部
		会計監査	13:30～	財務経理部
6	水	総務部会	13:30～	総務部
8	金	登録説明会	10:00～	総務部
11	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
12	火	編集会議	13:30～	広報部
13	水	行政書士基礎講座「はじめての自動車関係業務」	13:30～	業務研修部
15	金	理事会		栃木県行政書士会
16	水	行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
18	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会（於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部
20	水	登録説明会	10:00～	総務部
22	金	ＡＤＲ調停人養成ＰＧ　家族法研修　実践編４（全６回）	13:30～17:00	業務開発部
24	日	市民プラザ無料相談会（於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部

制度推進部より

行政書士業務受託契約書様式について

平成２２年度事業として、行政書士が業務を受注する場合、依頼者との間にトラブルが発生しないよう業務契約書を取り交わすよう指導いたします。業務項目や報酬額等を明示する形式の例示様式をホームページに掲載する予定です。

業務報酬額の積算について

契約書を作成するに当たり報酬額の積算が必要になります。また行政書士は事務所の見やすい場所に受ける報酬額を掲示しなければなりません（法第１０条の２）。

業務報酬の積算方法は特別規定がありませんが、報酬額を表示するには積算根拠が必要になります。行政書士は依頼人の依頼しない書類を作成して報酬を受け、又はみだりに報酬の増加を図るような行為をしてはなりません（規則第３条２項）。

業務受託契約書様式指導にあたり、独占禁止法上問題とならない会員向け説明資料の提供に向け、調査研究を進めております。

業務報酬額の前受の注意

栃木県行政書士会に入る苦情は前受金に絡むものが大部分を占めております。前受金の取り扱いには充分気をつけて下さい（法第１０条）。

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
1499	H23.2.1	「行政不服審査法における不服申立の代理権獲得等」に係る請願活動について	
1500	H23.2.1	農業委員会の実態に関する調査アンケートについて(協力依頼)	
1513	H23.2.4	年度末における行政書士登録申請書等の取扱い及び「登録手数料請求書兼登録取扱交付金案内書」について	
1514	H23.2.4	平成23年度登録関係処理日程表について	
1516	H23.2.4	各単位会における倫理研修実施状況について	
	H23.2.4	【日行連】平成22年度地方協議会交付金及び制度60周年記念事業にかかる活動報告書について（ご確認のお願い）	
1523	H23.2.8	「～行政書士活用ガイド～頼れるユキマサ君」 データ送付のご案内	
1526	H23.2.8	理事会議事録の送付について（11/8,19開催）	
1544	H23.2.10	日本行政書士会連合会事務局の体制について	
1550	H23.2.10	ＡＤＲ業務に関する業務過誤賠償責任保険ついて	
1554	H23.2.10	法務省オンライン申請システムのプログラム入替え作業実施のお願いについて	
1555	H23.2.10	「行政書士電子証明書の発行及び失効等に関する規則」の制定について	
1560	H23.2.10	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」の公布について	
1572	H23.2.16	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）について	
1594	H23.2.21	全国監察担当者会議結果報告書の送付について	
1598	H23.2.21	常任理事会の議事録について(2/2,3開催)	
	H23.2.21	「行政救済制度検討チーム」におけるヒアリングに係る提出資料について	
	H23.2.25	常任理事会の議事録について（12/22）	
1616	H23.2.25	農業委員会に対する調査結果の報告依頼について	
1619	H23.2.25	理事会議事録の送付について（1/20）	
1632	H23.2.28	「技能実習生の法的保護情報に関する講師養成研修会」の開催について	
1637	H23.2.28	「難民条約と難民認定申請手続研修会」の開催について	

「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の一部改正に伴う農地法等に係る許可権限等の移譲について　～栃木県農政部農政課より

栃木県では、既に農地法等に係る許可権限等の一部について宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市及び大田原市に対して移譲しておりますが、今般、標記条例の一部改正に伴い那須町に対して、新たに下記の事務について移譲することとなりました。

なお、農地法等関係の許可等につきましては、平成２３年４月１日以降、別添「農地法・農振法関係事務の区分に係るお知らせ（栃木県）」のとおりとなります。

記

１　移譲事務の内容　　別紙「権限移譲事務一覧」のとおり
　　※事務局または栃木県行政書士会ＨＰの会員専用ページにてご覧いただけます。
２　移譲期日　　平成２３年４月１日

「行政書士電子証明書の発行及び失効等に関する規則」の制定について　～日行連より～

標記の件について、日行連では、平成１０年より行政書士電子証明書の発行等に係る認証事業を展開して参りました。

このたび、当該事業が日本商工会議所からセコムトラストシステムズ株式会社に移行されることに伴い、これまで明文化されていなかった行政書士電子証明書の発行等に係る規則を整備いたしました。１月２０日の理事会において「行政書士電子証明書の発行及び失効等に関する規則」を新たに制定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．内容
　行政書士電子証明書の発行及び失効等に関する必要な事項を定め、平成２３年１月２０日より施行する。
２．添付書類
　栃木県行政書士会ＨＰの会員専用ページに行政書士電子証明書の発行及び失効等に関する規則を掲載しています。

法務省オンライン申請システムのプログラム入替え作業実施のお願いについて　～日行連より～

標記の件について、法務省大臣官房秘書課より、別紙のとおり周知依頼がありましたのでご連絡いたします。

法務省オンライン申請システムにおける政府共用認証局サーバー証明書の更新を行うため、ユーザー側でも使用しているプログラムの入替え作業が必要になるものです。

作業を行わなかった場合、2月21日以降当該システムにログインできなくなります。

各単位会におかれましては、所属会員に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

「法務省オンライン申請システムサポートデスク」（TEL：0570-000205（代表））で対応を受け付けるとのことですので、各会員から問い合わせがあった場合はご案内くださいますようお願いいたします。

参照：法務省オンライン申請システムの「プログラムの入替え作業」実施のお願い（平成２３年１月２４日）
　　http://shinsei.moj.go.jp/new/new_top.html#20110124
別紙：栃木県行政書士会ＨＰの会員専用ページに法務省オンライン申請システムのプログラム入替えに係る周知について（依頼）を掲載してありますので、ご参照下さい。

経営事項審査の改正に伴う取扱の変更等について　～栃木県県土整備部より～

経営事項審査の改正に伴い、平成２３年４月から経営事項審査申請書の記入方法及び確認資料等が変更となります。

また、受付方法等が変更となりますので取扱については、下記のとおりですので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、経営事項審査を申請した栃木県知事許可業者及び本店を県内に置く国土交通大臣許可業者には別添のとおり通知しましたので、申し添えます。

記

１　経営事項審査の改正に関する事項について

(1) 再審査の申立てに関する事務について

経営事項審査改正の日（平成２３年４月１日）から１２０日に限り、再審査の申立てを受け付ける。

(2) 改正審査項目の記入方法と確認資料について

栃木県知事許可業者あて通知 別紙１ を参照してください。

２　経営事項審査申請の受付方法について

(1) 国土交通大臣許可業者に関する受付方法の変更について

国土交通大臣許可業者あて通知 別紙１ を参照してください。

(2) 経営事項審査会場の変更について

栃木県知事許可業者及び県内国土交通大臣許可業者あて通知 別紙２ を参照してください。

管理課建設業担当
TEL　028-623-2390
FAX　028-623-2392

ご不明な点やご質問等がございましたら、県土整備部監理課　建設業担当にお問い合わせください。
また、申請様式のダウンロード及びご質問の多い事項等については、ホームページでご案内いたします。

栃木県県土整備部監理課　建設業担当　TEL 028－623－2390
ＵＲＬ：http://www.pref.tochigi.lg.jp/（県トップページ）
http://www.pref.tochigi.lg.jp/sangyou/kensetsugyou/keieijikou/index.html
（経営事項審査のページ：ホーム ＞ 産業・しごと ＞ 建設業 ＞ 経営事項審査）

今号では、栃木県知事許可業者あて通知文書および同文書の 別紙１ の抜粋と 別紙２ を掲載いたします。

全文書については、会員専用ホームページに掲載してあります。また、事務局にも文書があります。

[栃木県知事許可業者あて通知の抜粋]

1　改正後の基準による経営事項審査について

対象者	４月１日以降に経営事項審査を申請する全ての建設業者
適用時期	４月１日以降の申請から
申請様式	県ＨＰからダウンロード※、又は建設業協会各支部から購入
記載要領及び確認資料等	別紙１のとおり

2　再審査の申立てについて

対象者	改正前の経営事項審査を申請し結果通知を受けた建設業者のうち希望する者
申立期間	４月１日(金)から７月２９日(金)まで （前月末までに申し込みが必要）
申立の申し込み方法	申立をする前月までに、主たる営業所を所管する土木事務所に電話で申し込む
申請様式	県ＨＰからダウンロード※、又は建設業協会各支部から購入
記載要領及び確認資料等	別紙１のとおり
留意事項	再審査の申立ては任意です。改正前の経営事項審査であっても有効期間内であれば有効です。 ただし、発注機関によっては、改正後の経営事項審査を受けていることを入札参加資格の要件としている場合がありますので、発注機関にご確認ください。 なお、栃木県の 23・24 年度の入札参加資格については、改正後の経営事項審査による再評価を予定していませんので、県においては改正後の基準による経営事項審査の再審査は必要ありません。

※ＵＲＬは前ページ参照

3　経営事項審査会場の変更について

対象土木事務所	鹿沼土木事務所及び日光土木事務所 矢板土木事務所及び烏山土木事務所
適用時期	４月以降の経営事項審査の申請から
詳細	別紙２のとおり

[栃木県知事許可業者あて通知 別紙１ の抜粋]

改正審査項目の記入方法と確認資料について

1「技術職員に関する６か月を超える恒常的な雇用関係」について（項番 61～62 関係）

建設業に従事する技術職員であって、審査基準日以前に６か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（役員、個人事業主を含む）の氏名を漢字で記入する。ただし、労務者（常用労務者を含む）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限る。

確認資料（※技術職員数が 30 名を超える場合は、提示ではなく提出が必要となります）
社会保険の標準報酬額決定通知又は住民税特別徴収税額の通知書の写し（併せて前年度に係る社会保険の標準報酬額決定通知等、６か月を超える雇用関係資料）
※後期高齢者医療制度の該当となる方等の社会保険に加入義務の無い技術職員、又は申請者が適用除外該当である場合、申請者が社会保険に未加入である場合は、住民税特別徴収額の通知書又は職員補足一覧表＊①及び源泉徴収簿で確認を行う。

２「継続雇用制度の適用を受ける技術者」について（項番 61～62 関係）

雇用期間が限定されている者のうち､審査基準日において 65 歳以下の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する継続雇用制度の適用を受けている者については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

確認資料（※技術職員数が 30 名を超える場合は、提示ではなく提出が必要となります） 上記の常勤性確認資料に加え、継続雇用制度の対象者であることを証する会社の代表者の押印のある書面（別記様式第３号）、及び労使協定（又は基準日が H23.4.1 以前であり、常時 10 名以上の労働者を使用する企業の場合は就業規則（労働基準監督署の受付印のあるもの））

☆注意事項

○技術職員に関する確認資料について、審査時間短縮のため、下記のように整理をお願いします。

・上記「1」常勤性確認資料には、職員名の左の空欄に、該当する技術職員名簿の通番を記入してください。

・資格に関する書類、監理技術者資格者証、監理技術者講習受講証の写しを技術職員番号順・職員ごとにまとめてください。

なお、技術職員が 30 名を超える申請者は、技術職員の確認書類は提出していただき、事後審査とします。(30 名以下の申請者であっても、希望により同様の取扱とします。）また、その際書類の返却は行いません。

○以下のような者は、経営事項審査における技術職員とは認められません。

・雇用者の都合により勤務日数にバラツキがあり、通常の職員と比較して業務に従事する時間が少ない日雇い労働者と思われる者

・他に事業を営んでいる等の理由で勤務日数にバラツキがあり、通常の職員と比較して業務に従事する時間が少ない日雇い労働者と思われる者

・主に建設業以外の事業（コンサルタント業務、製造業、運送業等）に従事している者

○職員補足一覧表については、添付資料①をご参照ください。＊①

３「建設業の営業継続の状況」－「営業年数」（項番 46 関係）

審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成 23 年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

確認資料 前年経審の控え

４「建設業の営業継続の状況」－「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」（項番 47 関係）

平成 23 年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

確認資料 裁判所から送付される手続開始決定通知書の写し、手続終結決定を証する書面の写し（官報等）

５「建設機械の保有状況」について－「建設機械の所有及びリース台数」（項番 55 関係）

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から１年７月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用する建設機械抵当法施行令別表に規定する加点対象となる建設機械について、台数の合計を記入すること。

※加点対象となる建設機械

ショベル系掘削機：ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの

ブルドーザー：自重が三トン以上のもの

トラクターショベル：バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの

確認資料（※提出が必要） 保有建設機械一覧表＊②、売買契約書又はリース契約書、審査基準日直近の特定自主検査記録表、当該機械の全体写真及び審査基準日直近の特定自主検査標章の近影（全体及び近影の写真は白黒でもよいが，近影については標章の文字が読み取れること）　＊③

☆注意事項

〇確認資料は、15 台を超える場合、15 台分のみの提出でよいが、その際加点事項として認められないものがあった場合は、追加資料の提出を求め、それに応じられない場合は、確認できた台数分のみの評価とします。

〇保有建設機械一覧表、建設機械の写真の整理については添付資料②～③をご参照ください。＊②③

６「国際標準化機構が定めた規格による登録の状況」について

「ＩＳＯ９００１の登録の有無」（項番 56 関係）「ＩＳＯ１４００１の登録の有無」（項番 57 関係）

査基準日において、（財）日本適合性認定協会または同協会と相互認証している認定機関により、国際標準化機構第 9001（ISO9001）号承び第 14001（ISO14001）号の規格により登録されている場合はそれぞれ「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。ただし、録範囲に建設業が含まれていない場合、登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。

確認資料 審査登録機関の認証を証明する書類の写し、認証範囲を確認することのできる書面の写し

※「その他の審査項目（社会性等）」の記入例については、添付資料④をご参照ください。

☆再審査の申立てに係る記入方法と確認資料等について

経営事項審査の再審査の申立てを行う場合は、以下の事項に注意してください。

(1) 申立て申請書の記入方法及び確認資料

① 改正のない事項に関しては、従前の申請書どおり記入し、内容の変更を認めません。

確認資料 改正前の経営事項審査の申請に係る申請書の控え及び結果通知書、建設業の許可書

②改正のある事項に関しては、前述１～６のとおり記入し、確認資料を提示（又は提出）する。

(2) 申立期間及び手数料

平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 7 月 29 日まで　手数料　無料

※　通常の経営事項審査を実施する日と同日に再審査を行います。

(3) 申し込み方法

再審査の申立ての申し込み方法は、申立てをする前月末までに主たる営業所を所管する各土木事務所に、電話でお申し込みください。

また、合併や経営事項審査を申請する業種を追加する場合等は、記入方法等を含めて監理課にお問い合わせください。

[栃木県知事許可業者あて通知 別紙２]

平成 23 年 3 月

県内建設業者　各位

栃木県県土整備部監理課

経営事項審査の会場の一部変更について

平成 23 年 4 月から、下記の土木事務所については、経営事項審査を合同で実施することとし、隔月で実施します。皆さまにはご不便をおかけいたしますが御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、宇都宮、真岡、栃木、大田原、安足の土木事務所については、従来どおり毎月実施します。

記

１　鹿沼・日光管内　審査会場と実施月

鹿沼土木事務所会場　実施月　4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月
日光土木事務所会場　実施月　5 月、7 月、9 月、11 月、 1 月、3 月

２　矢板・烏山管内　審査会場と実施月

矢板土木事務所会場　実施月　4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月
烏山土木事務所会場　実施月　5 月、7 月、9 月、11 月、 1 月、3 月

経営事項審査の申し込みは、従来どおり、主たる営業所を管轄する土木事務所に、変更届出書の提出とともに行ってください。

例：鹿沼市に主たる営業所がある建設業者が、7 月に経営事項審査を申請する場合

→　6 月に鹿沼土木事務所に変更届の提出及び経営事項審査の申し込みを行い、7 月に日光土木事務所で経営事項審査を申請します。

経営事項審査は決算後 5 ヶ月目以前の日であっても申請できますので、早めの申請をお願いします。

→　例えば、2 月決算の建設業者は 6 月に変更届の提出し、併せて経営事項審査の申し込みを行って 7 月に経営事項審査を申請しますが、変更届を 5 月に提出し、経営事項審査の申し込みを行った場合、6 月に経営事項審査を申請することができます。これにより、上記例の鹿沼市の建設業者は、6 月に鹿沼土木事務所で経営事項審査を受けることができます。

栃木県県土整備部
管理課建設業担当
TEL　028-623-2390
FAX　028-623-2392

2011 年度経営事項審査予定表（数字は監理課派遣予定職員数）

月 / 日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 日		日					土			休日		
2 日	土			土			日			休日		
3 日	日	憲法記念日		日		土		文化の日	土	休日		土
4 日		みどりの日	土			日			日		土	日
5 日		こどもの日	日					土			日	
6 日					土			日				
7 日		土			日					土		
8 日		日					土			日		
9 日	土			土			日			成人の日		安足1
10 日	日			日		土	体育の日		土			土
11 日			土			日			日		土	日
12 日			日					土	安足1		日	真岡1
13 日					土			日				栃木4
14 日		土			日		安足3		栃木4	土		大田原2
15 日		日					土		真岡2	日	安足3	
16 日	土			土		安足1	日	安足3	大田原3			宇都宮2
17 日	日			日		土		真岡2	土	安足1	栃木4	土
18 日	安足1	安足1	土	海の日	安足2	日	真岡2	大田原3	日	真岡1	土	日
19 日	真岡1		日	安足1	栃木4	敬老の日	栃木3	土	矢板1		日	日光1
20 日	宇都宮1	宇都宮3	安足1	表彰候補日	土	宇都宮3		日	鹿沼2	栃木4	真岡2	春分の日
21 日		土	宇都宮1		日	真岡1	大田原4	宇都宮3	宇都宮4	土	宇都宮3	烏山1
22 日	栃木1	日	真岡1	大田原1	真岡1		土	宇都宮3		日	宇都宮3	
23 日	土	真岡1		土	宇都宮3	秋分の日	日	勤労感謝の日	天皇誕生日	大田原2		
24 日	日	栃木3	栃木1	日	宇都宮3	土	矢板2	栃木3	土	烏山1	大田原2	土
25 日	大田原1	大田原2	土	栃木3		日	宇都宮3	烏山2	日	宇都宮4	土	日
26 日	鹿沼1		日	真岡1	大田原2	大田原2	宇都宮2	土			日	
27 日	矢板1	烏山1	大田原1	烏山1	土	栃木3		日		日光1	矢板1	
28 日		土	鹿沼1	宇都宮4	日	烏山1		栃木3		土	鹿沼2	
29 日	昭和の日	日	矢板1	日光2	矢板1		土	日光2	休日	日		
30 日	土	日光1		土	鹿沼2	日光2	日		休日		－	
31 日	－		－	日		－	鹿沼2	－	休日		－	土

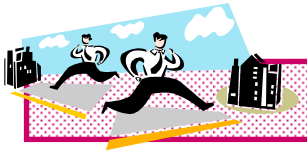

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回のおじゃましま～す！は日光支部から小柳洋会員をご紹介します。

氏　名　小柳　洋（こやなぎ　ひろし）
事務所　日光市中央町６－６
入会日　平成１１年３月１２日

小柳氏は昭和３１年生まれで、平成１１年の入会以来日光支部の「生き字引」として信頼の厚い会員です。

略歴はなんと京都大学卒業。その後１３年間のサラリーマン生活を経て帰郷、独立開業されたそうです。

杉山　「サラリーマン時代はどんな職種についておられたのですか？」

小柳会員　「旭化成という会社で電子部品に使われるプラスチックの成形やその原料を研究しており・・・・」

杉山　「ちょっと難しくなりそうなので話題をかえます」

杉山　「趣味はなんですか？」

小柳会員　「もっぱらビール、日本酒が好きで週末はいろんな地域の地酒をたしなみ味比べをしています」

杉山　「さすが酒豪といわれることはありますね」

杉山　「どんな行政書士を理想としていますか？」

小柳会員　「やはり地域に密着した、身近な相談相手として地元に信頼される行政書士になりたいですね。ちょっとどこかのスローガンみたいですけど全くその通りだと思うんです」

杉山　「そうですね本当に頼りになれる小柳会員を紹介できてうれしいです。ありがとうございました。おじゃましました・・・」

先に書きましたが分野を問わず「生き字引」といわれるようにその豊富な知識と学者的な風貌、常に研究熱心な姿勢は、ちよっと早く入会した私にとっても「模範」です。

以上少々の紹介では語り尽くせないような小柳洋会員をご紹介いたしました。

（日光支局長　杉山　茂）

中世の山城
西 方 城 址

鹿沼支部

上都賀郡西方町には、北関東における山城として最大級であり、宇都宮氏が築いた城として、最もふさわしいすぐれた城である、「西方城址」がありますので、一見しておくのも良いでしょう。

「西方城」は、宇都宮氏の一族であった西方氏の山城でありますが、築城は室町時代の初期と思われます。天正１８年（１５９０）に豊臣秀吉が、小田原城の北条氏を攻める時、関東地方の城や領主を書き上げた「関東八州城之覚」（毛利家文書）に「西方ノ城　西方駿河守」と記載があります。当時、宇都宮氏は結城氏や佐竹氏と、力を合わせて北条氏と対抗していました。西方城のある場所は、宇都宮領の中でも、皆川氏や壬生氏といった北条方に付いた、領主達と境を接する場所にありました。そのため、最前線の軍事拠点として、重要視されたと考えられます。

小田原落城後、西方近辺は結城氏の領地となりましたが、城がその時まで、使われていたかどうかはわかりません。慶長８年（１６０３）、藤田能登守が西方を領し、西方藩が成立しますが、その時には、東側の丘上にある二条城を、陣屋としていたようです。

西方城は、山頂の主郭を中心として、四方の尾根に曲輪を配置し、土塁や堀を築いていましたが、その姿は、鶴が翼を広げて飛んでいく様です。残念ながら、西側の曲輪は造成によって消滅していますが、かつての姿は、栃木県立文書館所蔵の、西方城絵図によって想像できます。

「西方城」の縄張には３つの特徴がありますが、まず、深い堀や高い切岸を築くことによって、敵の進入を阻んでいます。２つ目は、敵が内部に、進入された時の備えとして、土塁・堀・切岸を巧みに組み合わせて、通路を屈曲、複雑化し、横矢をかけやすくしていることです。３つ目は、枡形虎口を多用していることですが、とにかく、虎口を直進させることを、できるだけ避けていたことがうかがえます。宇都宮氏の城では、宇都宮市にある多気山城にも、多くの枡形虎口が使われています。

戦国時代の山城は、全国に数万箇所ありますが、しかし、西方城のように多くの工夫が凝らされ、コンパクトにまとまっている例はあまりありません。戦国時代末期における、最高レベルの城造りの様子を、歩いて自分の目で、確かめてはいかがでしょうか。

（西方城址散策マップ）より

（支局長　山ノ井一男）

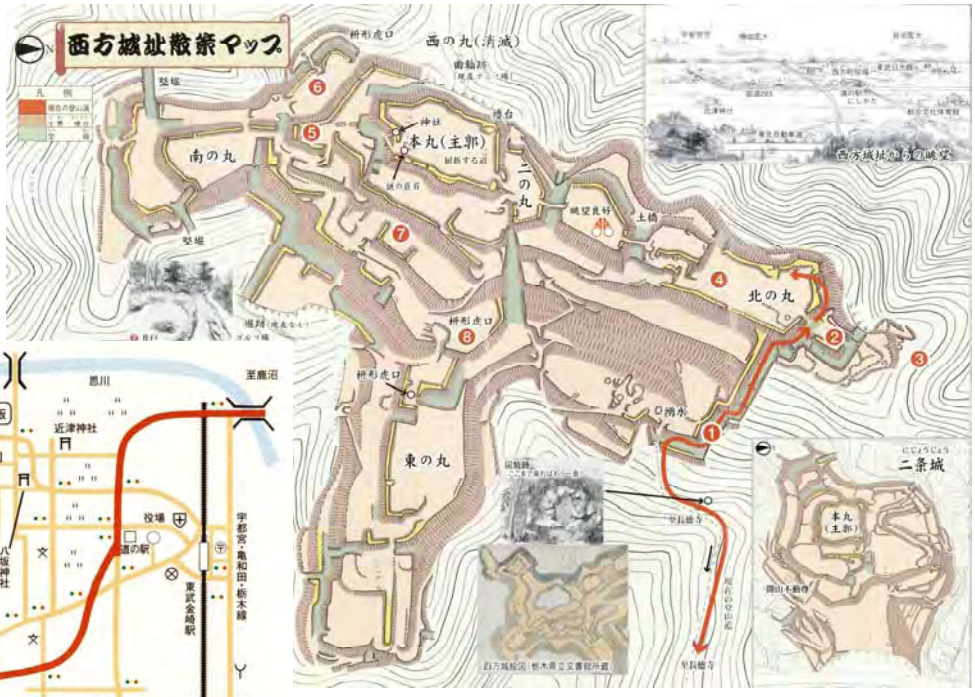

支 局 情 報

【塩　那】

塩那支部研修旅行を実施

塩那支部では１月２３日から一泊で南房総方面への研修旅行を実施しました。

例年は秋に実施していた研修旅行でしたが、房総方面へ行くなら２月頃だろう、ということで今年度は実施時期が遅くなりました。

喜連川道の駅に集合してバス乗車、東京方面高速道路は全く渋滞もなく時間に余裕ができたので、遠回りをして建設中の東京スカイツリーを近くから眺めることもできました。

東京湾アクアラインに入ってから百台を超える暴走族のバイクの騒音とともに南房総に入り、鯛の浦で「鯛の餌付け」など見学し勝浦温泉に宿泊。翌早朝は「道の港まるたけ」では観光バスが何台も停車している中、鮮魚を土産にしようと殺到する客の一員となりました。

その後、鋸山ロープウエイから海と山の眺望を楽しみ、金谷港からフェリーで東京湾を横断して三浦半島の久里浜にでて栃木への帰路についた。

参加者は１０名で、予想していたよりも少なくおとなしいバス旅行になると思いましたが、バスの中でも旅館でも雑談と笑いが絶えず、天候にも恵まれ、楽しい南房総の旅になりました。

また、真っ青な空にそびえたつスカイツリーをみて、完成したらまっ先に支部研修旅行の行程に取り入れてもらいたいと思いました。

（支局長　長谷川久夫）

【佐　野】

佐野市と佐野支部
高齢者見守りに関する協定書調印式

平成２３年２月２４日午前１０時より、佐野市長公室において「佐野市高齢者見守りネットワーク」に士業界初の協力事業所として支援に参加し、今後、社会貢献の一環として、支部会員事業所周辺の高齢者の見守りを全会員の協力により支援し、具体的には、地域の高齢者の方の異変に気づいた時は、市や地域包括支援センターに連絡するもので、協力機関としては、社会福祉協議会、民生委員協議会、老人クラブ連合会、警察署、消防署、健康福祉センターがあり、連絡機関として地域包括支援センター、市のいきいき高齢課が行うもの。

当日は佐野市側からは、岡部市長、健康医療部藤掛部長、いきいき高齢課安部課長、安良岡主幹、支部より、須永支部長、石田理事は赤見地区代表として、また、山本理事は田沼・葛生地区の代表として参加し、佐野市からの式次第により、開式、経過報告、協定書の調印、写真撮影、市長のあいさつと進行し、最後は和気藹々の歓談がなごやかな雰囲気の中で行われ、大変有意義であった。

（佐野支部　山本　護）

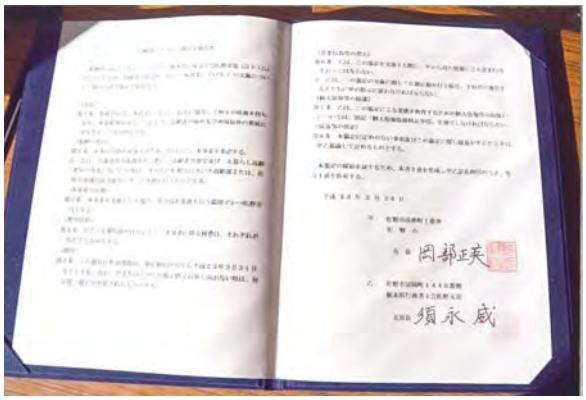

佐野支部研修会開催

２月５日（土）午前１０時より午後１時４５分まで、佐野市茂呂山老人福祉センターにおいて平成２２年度佐野支部研修会を開催した。

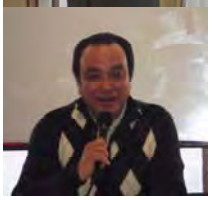

１時限目は「土地の評価と相続税について」講師は税理士の船田利道氏。２時限目は「建設業、産廃許可について」講師は佐野支部の須永威支部長、石田稔理事。３時限目は「福祉施設での相談体験から」講師は佐野支部の新田菜穂会員。

今回の研修会は近年にない参加人数で、２４名の会員が参加した。佐野支部会員全体の４割以上が参加したことになる。

研修の合間時間にも数名の会員から、支部活動その他について様々な意見や要望が寄せられ、いろいろな意味で充実した研修会となった。ふだんあまり交流のない会員同士の情報交換や親睦をはかれたと思う。（支局長　江藤正巳）

【那　須】

無料相談会実施

那須支部では、２月２０日に大田原市「勤労者総合福祉センター」で、２月２７日に那須塩原市「西那須野公民館」で、平成２２年度最後の無料相談会を実施致しました。

勤労者総合福祉センターでは相続２件、土地関係１件、外国人関係１件の相談が、西那須野公民館では、相続６件、土地関係２件の相談がありました。

「相続」については、どこの家でも起こることですので、以前から無料相談会の中でも多い相談内容ですが、過去においては「相続」が発生してから、相続に関する問題や諸手続きについての相談が多かったように思います。しかし、今回の無料相談会においては、「自分や家族が亡くなった場合の相続について」というように、『万一の場合に備えて』の相談が複数件ありました。相続トラブルがテレビ番組等のメディアで取り上げられていることが、事前の相談が多くなった理由かと思われます。

事前にご相談いただければ、相談者にとってもトラブルの予防ができますし、私達にとっても、相談の内容によっては、遺言書関係、財産目録の作成、実際に相続が発生した場合の相続手続き等、ご依頼いただける業務の範囲が広がります。そのため、事前の相談で、相談者のニーズに合った御提案ができることは勿論必要です。その他にも、実際の相続手続きを行政書士が扱っていることを、あまり認識されていないのではないかと感じることも多いため、今後、行政書士が相続関係の業務を扱っていることを、アピールしていくことも必要ではないでしょうか。

（支局長　冨田倫子）

【日　光】

地域への活動

近年では行政書士を題材としたドラマが放送されるなど、徐々に「行政書士」が知られるようになりました。しかしまだまだ身近な相談者として地域に浸透しているわけではありません。そこで我が日光支部では広く私たちを知っていただくために、また地域に対し何ができるかを考え、このほど地域子育て支援に貢献するべく日光市におもちゃなどを寄贈いたしました。ささやかな寄贈かもしれませんが、これからの地域を担う子供たちへの期待と親子間のふれあいを深めてほしいとの思いをこめてのことです。

またお年寄りをねらった悪質な勧誘や詐欺まがいの商法をなくし、またそうした行為があった場合いつでも相談できるように、各行政書士事務所では常時無料相談を受け付けることとし、のぼり旗を作成しました。

私たちが暮らす日光市でも高齢化がすすみ、特に独居老人も増加傾向にあるとのことです。そうした方にとって身近な相談者というのはどんなに心強いことでしょう。

殺伐とした時代であるからこそ純粋な子供たち、困難な時代を生き抜いてきたお年寄りにやさしい地域であってほしいと願うものです。

（支局長　杉山茂）

【宇都宮】宇都宮支部研修会

初心者のための内容証明・契約書作成業務

２月１０日行政書士会館にて、宇都宮支部主催の第４回研修会が開催された。講師は同支部の理事を務める小平裕一会員。

一昨年、昨年に続き「初心者のための契約書作成業務」の続編として、今回は４つの事例から実務（書類作成）を学んだ。「クーリングオフによる契約解除」や「パチンコ詐欺」の相談では、契約が特定商取引にあたるか、業者から勧められたものか、さらには消費者契約法の取り消しが出来るか、法律に照らし合わせ慎重な判断が必要とのこと。内容証明を作成する際には、根拠となった条文を入れることもポイントとなる。

また、離婚協議書にともなう示談契約書（不貞行為に対する慰謝料請求）や公正証書遺言の原案作成などは、依頼内容により一方の代理にならないよう充分な配慮が必要とのこと。

この研修には支部内外から約３０名の参加者があり、書類作成業務の専門性に職業人としての意義を再認識したのではないだろうか。講師の小平会員には、前回同様、豊富な実務経験に基づく講義内容と丁寧で分かりやすいご指導に心から感謝したいと思う。

（支局長　遠藤美代子）

KOMOREBI

木もれび

厳しかった今年の冬もやっと終わり、桜前線の話題がチラホラ聞かれる季節になりました。今年は例年になく大雪でしたから、特に雪国の人にとっては、春はさぞ待ち遠しいことと思います。

先日ラジオで「雪がとけたら何になる？」という問題を取り上げていました。かつて、理科のテストで、この問いに対し「土が出て春になる」と答え、「×」をもらった小学生がいたそうです。「雪がとけたら何になる？」に対する答えは、年齢や住んでいる地方によっても様々です。ある幼稚園では「雪がとけたら春になる」と答えた園児が何人もいたそうですが、これを聞いた中学校の教師が、生徒に同じ質問をしたところ、全員が「水になる」と答えたそうです。また、雪国の子供では「雪がとけたら春になる」と答える子供が多いらしいですが、雪国以外の子供では「水になる」と答えるそうです。「雪がとけたら何になる？」という質問は、答えによって、右脳タイプか左脳タイプかが分かるらしいですが、でも、雪国育ちと南国育ちの子供では、おのずと答も変わってきてしまいます。一概に答えによってタイプ分けすることにも、無理があるように思います。理科の回答としては「水になる」が正解です。でも世の中には、答えが１つではないものも、たくさんあります。「春になる」という解答を「×」にするのは簡単ですが、「春になる」と答えた子供の感性や想像力は大事にしたいものですね。ところで私は「♪川になって流れていきます…」という答えを思いつきましたが、これって何タイプ？

（栃木支局長　白石博章）

釣　紀　行　２４

バキッバキッと突然生木の張り裂ける音がする方角を見ると同時に、太さ５０ｃｍ長さ２０ｍはあるかと思われるブナの立木が、暴風の強烈な風に耐え切れず、私と相棒のＦ氏の座っていた丁度真ん中あたりに、根元から折れバシャーン！ガシャーン！と倒れてきた。

つい８日前に亡くなった義父が、条件がひどすぎて面白くない最悪の釣日和？になり、釣果もひどくて絶不調になってきた我々に「しっかりせい」と叱咤激励してきたのかもしれない。

２００９年７月１０日（金）、東北の沢の源流に相変わらずのコンビであるＦ氏と前日から渓流釣りにきている最中の出来事であった。
今回の釣行は、発達した台風並の低気圧が通り抜けていく天気のため、暴風が乱舞し時々横なぐりの強い雨もあり、突風が上流から吹いてきたかと思えば、突然今度は強風が下流から吹いてくる。途中ポイントに竿を出して釣り糸をおろそうにも、凧糸のように風にあおられて肝心のエサが水面までおりないし、立木の小枝や水面にある枝葉に釣り糸や針が時々絡まって、トラブル続きの連続である。

そんな有様だから、当然釣果もかんばしくない。ポイントの場所で何とか風が止むのをまっている。やっと風がフワッとなった瞬間を狙って竿を振ると、スッと水中にエサが入っていく。風に飛ばされないように通常よりオモリの大きいサイズをつけているせいか、途中石に挟まって根掛かりすることが多い。当然上流からエサが自然に流れないエサを警戒してイワナの掛かりはすこぶる悪い。

イワナがいそうな格好のポイントがある大石の上に立っていると、強風でバランスが崩れ川に落ちそうになることが何度となくあり、風の影響か気温も肌寒い。川の水面は強風の波紋と落ちてきた枝木や葉で覆われていて、イワナがエサを食いそうなポイントには釣り糸が入らない。やっとポイントに入ったと思ったら突風で煽られ浮いている木の枝木や葉に引っ掛かる。

こんなことのくりかえしで、今日の釣りは諦めてもう宿に戻って一杯やろうかと幾度となく話し合ったが、もう少し様子を見てからと言いつつやはり強欲の二人、条件の悪い日に当たったとブツブツ文句を言いながらも更に上流へと向った。

入渓してから４時間も経ったろうか。途中、滝ツボで１５ｍ位のプールになっている場所についたが、水面一帯を枯れ木と枝木や葉が覆っていて流れに沿ってゆっくりと回っている。一向に収まらない強風にもめげず釣竿をのばし、釣り糸の先についているエサをやっと水中のポイントに入れ、手先のアタリの感触に神経を集中しているが、なかなかアタリがない。ふと目の前の水中を覗いて見ると、尺イワナが水面の青葉の周りでキョロキョロと愛くるしい目でエサを捜している。他のところを見るとイワナが水面にウジャウジャいる。そうなのだ、彼らは風で青葉が落ちそれについている青虫や毛虫を捕食していたのだった。我々がいることに無頓着で食いが活発なイワナを見つけて、その前にエサを落し掛かるのを待つが、イワナ達の今日のメーンヂッシュは青虫バージョンそのもので、我々のつけているのは川虫のため反応はイマイチ。ここは千載一遇のチャンスとばかり、なんとか粘りながら数多くのイワナを釣り上げたのだった。時間も経ちある程度食欲旺盛なイワナを釣りきってしまったのか、ピッタリとアタリが止まってしまったうえに相変わらず強風に悩まされ、おまけに腹も空いてきてイライラ感が頂点に達した二人、この場所で休憩をとることにした。ビクに入っている釣上げたイワナのハラワタ取りをし、簡単な食事を済ませ、釣りを再開するため立ち上がって支度を整えている最中の出来事だった。

Ｆ氏との距離は１５ｍ位だろうか、倒れて来た木を挟むような間隔で立っていたが、目の前に倒れている木を互いに向かい合って眺め、更にはお互いの無事を確認、自然界の厳しさを改めて認識しなおした二人。それよりもなおさら我々の悪運の強さに感謝感激しつつ、何事もなかったように更に上流へと向かい、釣りを再開した。・・・・・・・是故空中無色

（木子　岩魚）

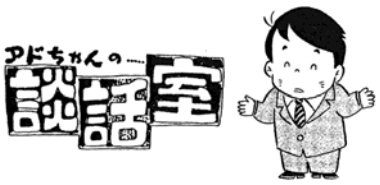

研修詳細

行政書士基礎講座　第１回

業務研修部主催

○ 開催日時
平成 23 年 4 月 13 日（水）13：30～
○ 開催場所
栃木県行政書士会館２階
○ 研修項目および講師
「はじめての自動車関係業務」（行政書士　鈴木 康夫）

研修詳細

ＡＤＲ調停人養成ＰＧ　家族法研修　実践編４（全６回）

業務開発部主催

○開催日時
平成 23 年 4 月 22 日（金）13：30～17：00
○開催場所
栃木県行政書士会館２階
○研修内容
実践編①～③の回と同様、ケースメソッド型の家族紛争事件論点抽出訓練をします。行政書士業務の通常の法律相談にも役立つのでぜひご参加下さい。予定範囲は、第２部各論 第１３章相続人～１６章　相続財産の管理までです。
○講　　師
専門業務指導員　行政書士　久我　臣仁
○テキスト
「実務家族法講義」（H18 年発行）発行　民事法研究会（税込 4,725 円）
まだ、購入されていない方は各自ご用意ください。

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食 ¥500 程度
4／13	行政書士基礎講座　第１回 「はじめての自動車関係業務」	無料	4/6		—	—
4／22	ＡＤＲ調停人養成ＰＧ 家族法研修　実践編４	無料	4/14		—	—

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

栃木県行政書士会

平成２２年度　栃木県・栃木県行政書士会研修会を開催

２月２５日（金）栃木県教育会館小ホールにおいて、栃木県・栃木県行政書士会共催による研修会が開催された。参加者は４９名。

栃木県経営管理部文書学事課課長新井隆氏の挨拶の後、日本行政書士会連合会理事　顧問弁護士中津川彰氏を講師に招き、以下の内容の研修会を行った。

【演題】行政書士について～幸せを築く者～

１．行政書士の使命と自覚

２．行政書士の倫理綱領

３．行政書士の職務について　幸せへの誘い

４．行政書士 ADR センターについて

行政書士の仕事は､｢人々を幸せにする｣ために、「人を大切にしながら」行っていかねばならないとのお話を頂いた。

これからの行政書士は、弁護士を含め他の士業との交流を図りながら資質の向上を目指すべきであろう。

（総務部副部長　岸　清美）

平成２２年度外国人関係相談機関連絡会議に参加して

平成２３年２月２日、県庁本館において平成２２年度外国人関係相談機関連絡会議が開催され、当会も国際関係業務に携わる機関の一つとして参加した。

本会議は毎年１回、県国際課が県内各機関に呼びかけて開催されているものであるが、本年は例年にも増して県内各市町担当課、各国際交流協会をはじめ、労働基準監督署、ハローワーク、警察署、児童相談所、医療機関、弁護士会等、約６０団体の参加があった。

会議に先立ち、東京入国管理局宇都宮出張所・佐藤 伸所長より､｢新たな在留管理制度について｣と題して、来年にも実施が予定される在留カード等の講演が行われ、続く第２部では、事前に参加団体より持ち寄られた相談事例ケーススタディ資料を基に、各機関の対応方法、また、他機関からの意見、助言等活発な意見交換が行われた。この意見交換において特筆すべきは最近の相談内容として、在日外国人の生活相談、労働雇用問題、消費者問題、児童に関する問題、そして医療に関する相談の多さである。昨今の長引く景気低迷、政治的混迷の中、日本人のみならず、在日外国人にも大きな影響を与えていることは周知の事実であるが､それら多くの悩みを抱える外国人に対して、各相談機関としていかに対処、支援すべきか多くの課題を発見する有意義な会議であったと思う。

我々行政書士も入管手続や国籍関係業務に限らず、他の機関との連携を視野に入れながら、今後もますます増加すると見込まれる外国人やその家族、関係者等の諸問題をどのように改善、解決すべきかを考えさせられる契機となる会議でもあった。

（総務部　永島正志）

好評書籍のご案内

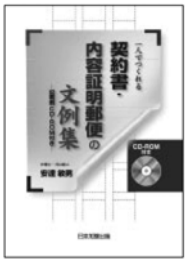

丁寧な注を付した充実の文例、全108種類！

一人でつくれる 契約書・内容証明郵便の文例集

記載例CD-ROM付き

安達敏男　著

A5判　316頁　定価3,045円(税込)　平成21年2月刊

- 利用されることの多い「契約書」「内容証明郵便」「離婚協議書」「遺言」を厳選し、分かりやすい解説とともにコンパクトにまとめた一冊。
- 付属のCD-ROMには、厳選された108種類の文例を収録。

判例をベースとした豊富な「設例」と「解説」を収録。

家庭裁判所における 遺産分割・遺留分の実務

片岡 武・管野眞一　著

A5判　464頁　定価3,990円(税込)　平成22年4月刊

- 家庭裁判所での遺産分割事件の実務の処理方針や問題点、調停運営の手法等を解説。
- 特別受益・寄与分・遺留分を詳解。近年最も紛糾している分野の最新実務がわかる。
- 「調停条項例」や、考え方の「視点」「注意点」を掲載。

遺言執行の「手引書」。書式と判例が豊富！

実務解説 遺言執行

NPO法人 遺言・相続リーガルネットワーク　編著

A5判　328頁　定価2,940円(税込)　平成21年11月刊

- 遺言業務に係る最新の動向を踏まえ、遺言執行に必要な知識及び実務を網羅。
- 類書にはない、懲戒事例の掲載。
- 初任者にもわかりやすいよう、書式・フローチャートを豊富に登載し、詳細かつ丁寧に解説。

戸籍実務の「いろは」を学ぶための一冊。

戸籍の重箱

初任者のための戸籍実務のレシピ

荒木文明　監修　山下敦子　著

B5判　284頁　定価2,940円(税込)　平成22年3月刊

- 難しい専門用語も、わかりやすい表現で説明。
- 戸籍法はもちろん、大切な民法の条文まで、実務で必要な法律知識を漏れなく解説。
- 各種届書の記入例や戸籍記載例が充実。

手続に必要な情報がひと目で読み取れる！

《13訂版》ひと目でわかる 外国人の入国・在留案内

外国人の在留資格一覧

出入国管理関係法令研究会　編

B5判　292頁　定価3,255円(税込)　平成22年7月刊

- 平成2年初版以来、支持され続けているロングセラー。
- 「資格該当性の基準」を五段組一覧表形式にまとめて掲載。
- 巻末資料として「在留資格一覧表」、関連する「告示」「省令」を収録。

"在留資格の取得を考慮に入れたビジネスプラン"とは？

外国人のための 起業・会社設立 支援マニュアル

佐野　誠　著

A5判　304頁　定価2,415円(税込)　平成22年2月刊

- 日本で起業・会社設立を目指す外国人から相談を受ける実務家に対し、会社設立から投資経営ビザ申請の手続、会社運営までを一貫してサポート。
- 外国人の起業を成功に導く法律知識と専門ノウハウを余すことなく収録。

日本加除出版　〒171-8516　東京都豊島区南長崎3丁目16番6号　営業部　TEL(03)3953-5642　FAX(03)3953-2061　詳しい情報は当社ホームページで！ http://www.kajo.co.jp/

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 23 年 2 月 28 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	那　須 内田 之万	H23. 2. 15	325- 0043	那須塩原市橋本町 8-30	0287-74-6422	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
那　須	後藤　三郎	H23. 2. 22	廃　業				

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇 都 宮	戸張　悟	Ｔ　Ｅ　Ｌ	028-623-1020

制度推進部より

「高齢者かけこみ事務所」ポスター掲示のお願い

栃木県行政書士会の社会貢献事業と制度推進をかねて、「高齢者かけこみ事務所」ポスターを現在作成しており、各事務所へ配布予定となっております。

事務所の外部から見やすい場所に掲示し、高齢者を対象とした無料相談の実施をお願いいたします。

研修会のネット配信について

平成２２年１１月１８日に実施されました宇都宮支部研修会「手続としての交通事故業務」を、動画ファイルにて当会ホームページ会員専用に掲載しました。

受講を希望される会員の方は申込フォームよりお申込みの上、各事務所のパソコンにてご受講ください。

アクセス方法：栃木県行政書士会ホームページ→「会員専用」→「各種データ」→「研修会関連」

※受講には安定した高速回線が必要になります。

※画像や音声が途切れる場合、視聴時間を変えることで受信状況が改善することがあります。

編集後記

春の訪れを感じる季節となってまいりました。春のイメージはピンクですね。広報部の表紙も鮮やかなピンク色です。

自分のカラーは何色でしょうか。

とりあえず、外見は色白です。

（広報部　齋藤丈威）

行政とちぎ３月号 No.411

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ 2011.3
平成23年3月15日発行　第411号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

振り込め詐欺に関する不安や疑問、相談は「警察安全相談電話 #9110」まで

栃木県警察本部・栃木県防犯協会

画像データ提供：(株)大塚カラー（鹿沼市深津中台原854-5）

行政書士は困った時の相談相手

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター　028-638-0919
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん